

平成十一年郵政省令第二十四号

日本電信電話株式会社等に関する法律第二
条第三項第一号の区域を定める省令

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五
十九年法律第八十五号）第二条第三項第一号の規
定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法
律第二条第三項第一号の区域を定める省令を次の
ように定める。

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和
五十九年法律第八十五号）第二条第三項第一号
の総務省令で定める区域は、北海道、岩手県
福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以
外の都道府県の区域について、東日本電信電話
株式会社にあつては別表第一、西日本電信電話
株式会社にあつては別表第二に掲げる区域とす
る。

附 則

この省令は、日本電信電話株式会社法の一部
を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の
施行の日から施行する。

附 則 （平成二十二年九月二七日郵政省令
第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日
（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年九月二九日総務省令
第二二一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、別表第一第十五号への改正規定は、平成十
六年十一月一日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二六日総務省令
第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一一月一七日総務省
令第一五三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該
各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二第二十号の改正規定 平成十八年
一月一日
- 二 別表第一第十一号の改正規定 平成十八
年三月二十日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成十七年十二
月三十一日までの間における別表第一第八号の

規定の適用については、同号ロ中「及び児玉郡
神川町（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に
限る。）」とあるのは、「児玉郡神川町渡瀬及
び神泉村」とする。

2 この省令の施行の日から平成十八年一月九日
までの間における別表第二第十二号の規定の適
用については、同号イ中「及び南牟婁郡紀宝
町」とあるのは、「並びに南牟婁郡紀宝町及び
鶴殿村」とする。

附 則 （平成一八年六月二日総務省令第
九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年二月三日総務省令第
四号）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行
する。

別表第一

一 青森県の区域に、秋田県の区域のうち鹿角
郡小坂町大字十和田湖（字生出、字大川岱、
字銀山、字中ノ平、字滝ノ沢の一部、字鉛山
の一部、字休平及び字発荷の一部に限る。）
の区域を併せた区域

二 宮城県（第五号の区域のうち宮城県
に係るものを除く。）に、福島県の区域のう
ち相馬市初野字内沢の一部の区域を併せた区
域

三 秋田県の区域（第一号の区域のうち秋田県
に係るものを除く。）

四 山形県の区域に、次に掲げる区域を併せた
区域

イ 福島県の区域のうち福島市大字大笹生の
区域

ロ 新潟県の区域のうち岩船郡山北町大字中
浜の一部の区域

五 福島県の区域（第二号の区域のうち福島県
に係るもの及び前号イの区域を除く。）に、
宮城県（宮城県の区域のうち伊具郡丸森町筆甫字下南
山の一部の区域を併せた区域

六 茨城県の区域（次号イの区域及び第十号の
区域のうち茨城県に係るものを除く。）に、
次に掲げる区域を併せた区域

イ 栃木県の区域のうち小山市（大字東野田
の一部、下生井、中河原、中島の一部、福
良の一部及び梁の一部に限る。）、芳賀郡二
宮町根小屋の一部並びに下都賀郡野木町及
び藤岡町下宮の区域
ロ 埼玉県の区域のうち幸手市西関宿の一部
及び北埼玉郡北川辺町の区域

七 栃木県の区域（前号イ及び次号イの区域を
除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ 茨城県の区域のうち結城市大字小田林の
一部の区域

ロ 群馬県の区域のうち太田市（市場町、高
瀬町、植木野町の一部及び東新町の一部に
限る。）の区域

ハ 群馬県の区域（前号ロの区域、次号の区域
のうち群馬県に係るもの及び第十五号イの区
域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区
域

イ 栃木県の区域のうち足利市小俣町の一部
及び佐野市船津川町の一部の区域

ロ 埼玉県の区域のうち熊谷市妻沼小島の一
部、秩父市吉田太田部及び児玉郡神川町
（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に限
る。）の区域

ハ 長野県の区域のうち佐久市田口の一部の
区域

九 埼玉県の区域（第六号ロ、前号ロ及び第十
一号イの区域を除く。）に、群馬県の区域の
うち太田市前小屋町の一部の区域を併せた
区域

十 千葉県の区域に、茨城県の区域のうち取手
市（大字小堀及び大字取手（甲）の一部に限
る。）、潮来市潮来の一部及び神栖市（太田、
太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、
土合西、土合東、土合本町、土合南、波崎新
港、矢田部、柳川、柳川中央及び若松中央に
限る。）の区域を併せた区域

十一 東京都の区域（次号イの区域を除く。）
に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 埼玉県の区域のうち新座市（あたごの一
部、新堀の一部、石神の一部、栗原の一
部、野寺の一部及び西堀の一部に限る。）
の区域

ロ 神奈川県の区域のうち相模原市（相模湖
町小原、相模湖町寸沢嵐の一部、相模湖町
寸沢嵐新戸、相模湖町千木良、相模湖町与
瀬、相模湖町与瀬本町及び相模湖町若柳に
限る。）及び津久井郡藤野町（小淵（第十
四号イの区域を除く。）、佐野川、沢井、名
倉、日連、牧野の一部及び吉野に限る。）
の区域

ハ 山梨県の区域のうち北都留郡小菅村及び
丹波山村の区域

十二 神奈川県の区域（前号ロ及び第十四号イ
の区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せ
た区域

イ 東京都の区域のうち町田市及び稲城市
（矢野口の一部、坂浜の一部及び平尾の一
部に限る。）の区域

ロ 山梨県の区域のうち南都留郡道志村月夜
野の一部の区域

ハ 静岡県（静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び
裾野市茶畑の一部の区域

十三 新潟県の区域（第四号ロ及び第十五号ロ
の区域を除く。）に、長野県の区域のうち北
安曇郡小谷村（北小谷、北小谷戸土、北小谷
大綱、北小谷台所及び北小谷姫川温泉に限
る。）、上水内郡信濃町大字野尻の一部及び下
水内郡栄村（大字堺上ノ原、大字堺小赤沢、
大字堺五宝木、大字堺屋敷、大字堺和山及び
大字堺切明に限る。）の区域を併せた区域

十四 山梨県の区域（第十一号ハ、第十二号ロ
及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる
区域を併せた区域

イ 神奈川県の区域のうち津久井郡藤野町小
淵の一部の区域

ロ 長野県の区域のうち南佐久郡南牧村平沢
の区域

十五 長野県の区域（第八号ハの区域、第十三
号の区域のうち長野県に係るもの、前号ロの
区域及び別表第二第三号の区域のうち長野県
に係るものを除く。）に、次に掲げる区域を
併せた区域

イ 群馬県の区域のうち安中市松井田町峠の
一部及び吾妻郡嬬恋村大字鎌原字横笹の一
部の区域

ロ 新潟県の区域のうち妙高市大字樽本
（丙）の一部の区域

ハ 山梨県の区域のうち北杜市白州町大武川
の区域

ニ 富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯
寺ブナ坂外の一部の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年三月三
十一日における行政区画その他の区域によつて表
示されたものとする。

別表第二

一 富山県の区域（別表第一第十五号ニの区域
を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ 石川県の区域のうち羽咋市菅池町の一部
及び羽咋郡宝達志水町沢川の一部の区域

ロ 岐阜県の区域のうち大野郡白川村大字小
白川の一部の区域
二 石川県の区域（前号イの区域を除く。）

三 岐阜県の区域（第一号ロ及び第五号イの区域を除く。）に、長野県の区域のうち木曽郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域

四 静岡県の区域（別表第一第十二号ハの区域を除く。）

五 愛知県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 岐阜県の区域のうち各務原市（川島小網町、川島松倉町、川島河田町、川島松原町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町、川島竹早町及び川島緑町に限る。）の区域

ロ 三重県の区域のうち桑名郡木曽岬町の区域

六 三重県の区域（前号ロ、第十一号イ及び第十二号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 奈良県の区域のうち宇陀郡御杖村大字神末の一部の区域

ロ 和歌山県の区域のうち新宮市熊野川町嶋津及び東牟婁郡北山村大字小松の区域

七 滋賀県の区域に、京都府の区域のうち京都市伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。）の区域を併せた区域

八 京都府の区域（前号の区域のうち京都府に係るもの並びに次号イ及び第十一号ロの区域を除く。）に、大阪府の区域のうち三島郡島本町の区域を併せた区域

九 大阪府の区域（前号の区域のうち大阪府に係るもの並びに第十一号ハ及び第十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 京都府の区域のうち京都市西京区大原野出灰町及び八幡市岩田大谷の一部の区域

ロ 兵庫県（切畑長尾山の一部、長尾台の一部、塚市（切畑長尾山の一部、花屋敷つづじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘の一部、雲雀丘山手の一部、ふじガ丘及び南ひばりガ丘の一部に限る。）、川西市及び川辺郡猪名川町の区域

ハ 奈良県の区域のうち御所市大字高天の一部の区域

十 兵庫県（前号ロの区域を除く。）

十一 奈良県の区域（第六号イ、第九号ハ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 三重県の区域のうち伊賀市白檉の一部及び名張市葛尾の一部の区域

ロ 京都府の区域のうち相楽郡笠置町及び南山城村の区域

ハ 大阪府の区域のうち東大阪市（山手町の一部、東豊浦町の一部及び上石切町の一部に限る。）及び四條畷市（上田原の一部、下田原の一部及び田原台に限る。）の区域

十二 和歌山県の区域（第六号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 三重県の区域のうち熊野市（紀和町小船、紀和町花井、紀和町楊枝及び紀和町和気に限る。）及び南牟婁郡紀宝町の区域

ロ 大阪府の区域のうち和泉市父鬼町の一部の区域

ハ 奈良県の区域のうち吉野郡十津川村（大字杉瀬の一部、七色及び竹筒に限る。）の区域

十三 島根県の区域（第十五号の区域のうち島根県に係るものを除く。）

十四 岡山県の区域に、広島県の区域のうち福山市山野町大字山野の一部の区域を併せた区域

十五 広島県の区域（前号及び次号の区域のうち広島県に係るものを除く。）に、島根県の区域のうち邑智郡邑南町上田の一部の区域を併せた区域

十六 山口県の区域に、広島県の区域のうち大竹市（元町、大竹町大竹、大竹町油見、大竹町木野、玖波町及び栗谷町広原を除く。）及び廿日市市（浅原の一部、猪ノ打の一部、経小屋の一部、下灘及び鳴川に限る。）の区域を併せた区域

十七 香川県の区域（次号の区域のうち香川県に係るものを除く。）

十八 愛媛県の区域に、香川県の区域のうち観音寺市豊浜町箕浦の一部の区域を併せた区域

十九 福岡県の区域（第二十三号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 佐賀県の区域のうち鳥栖市、神埼市脊振町服巻の一部、神埼郡吉野ヶ里町松隈の一部及び三養基郡（上峰町を除く。）の区域

ロ 熊本県の区域のうち荒尾市（上井手の一部及び本井手の一部に限る。）の区域

ハ 大分県の区域のうち日田市前津江町柚木の一部の区域

二十 佐賀県の区域（前号イの区域を除く。）に、長崎県の区域のうち松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）の区域を併せた区域

二十一 長崎県の区域（前号の区域のうち長崎県に係るものを除く。）

二十二 熊本県の区域（第十九号ロ、次号ロ及び第二十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 大分県の区域のうち玖珠郡九重町大字湯坪の一部の区域

ロ 宮崎県の区域のうち児湯郡西米良村板谷の一部の区域

二十三 大分県の区域（第十九号ハ、前号イ及び次号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 福岡県の区域のうち豊前市並びに築上郡吉富町及び上毛町の区域

ロ 熊本県の区域のうち阿蘇郡小国町大字黒淵の一部の区域

二十四 宮崎県の区域（第二十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ 熊本県の区域のうち阿蘇郡高森町大字永野原の一部の区域

ロ 大分県の区域のうち佐伯市宇目大字南田原の一部の区域

ハ 鹿児島県の区域のうち曾於市（財部町及び末吉町（岩崎の一部を除く。）に限る。）の区域

二十五 鹿児島県の区域（前号ハの区域を除く。）

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。